



和歌山市公報

令和8年（2026年）6月1日
第1824号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
47	和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	3

【訓令】

5	和歌山市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（市民課）	4
---	---	---

【告示】

207	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	5
208	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	6
209	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	7
210	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	8
211	公示送達（令和7年度第9期及び第10期介護保険料督促状）・・・・・・・・（介護保険課）	9
212	公示送達（令和6年度及び令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	10
213	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	11
214	地縁による団体の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	12
215	公示送達（固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（納税課）	13
216	公示送達（令和7年度第8期から第10期まで国民健康保険料督促状）・・・・（国保年金課）	14
217	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	15
218	放置自動車の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	16
219	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	17
220	公示送達（令和6年度及び令和7年度国民健康保険料更正通知書）・・・・（国保年金課）	18
221	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	19

【公告】

○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	20
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	21
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	22
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	23
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	24
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	25
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	26
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	27
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	28
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	29
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・・・（地籍調査課）	30

○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課)	31
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・	(都市計画課)	32
○ 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・	(建築指導課)	33
【 選挙管理委員会告示 】		
24 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	34
25 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局)	35
【 監査委員告示 】		
2 包括外部監査の事務を補助する者・・・・・・・・	(監査事務局)	36
【 教育委員会告示 】		
7 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	37
8 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	(教育政策課)	38
【 消防局訓令 】		
5 和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(消防総務課)	39

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 4 7 号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成 1 2 年規則第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「前項」を「省令第 8 3 条の 6 第 4 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

別記様式第 3 2 号中「8 0 . 9 万円」を「8 2 . 6 5 万円」に改める。

別記様式第 3 3 号を次のように改める。

別記様式第 3 3 号 削除

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 6 月 1 日 掲 示 済）

和歌山市訓令第 5 号

和歌山市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市戸籍事務取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市戸籍事務取扱規程（平成 2 2 年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「送付」を「送信等」に改め、同条第 2 項中「送付」を「送信」に改め、同条第 3 項中「管轄法務局」を「法務大臣」に、「戸籍関係書類」を「届書等の画像情報」に、「送付」を「送信」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

（令和 8 年 5 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月20日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下三毛畑自治会	代表者の氏名 及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月4日

(令和8年5月20日揭示済)

和歌山市告示第208号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年5月7日及び同月9日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年5月12日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年5月7日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年5月20日揭示済)

和歌山市告示第209号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年5月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年5月7日及び同月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番地1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年5月20日揭示済)

和歌山市告示第210号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月20日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年5月21日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月7日、同月12日及び同月13日	令和8年2月17日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年2月5日	令和8年2月17日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年2月4日、同月9日、同月10日及び同月12日	令和8年2月17日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

(令和8年5月20日揭示済)

和歌山市告示第 2 1 1 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 7 年度	第 9 期 第 1 0 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 8 年 6 月 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 8 年 5 月 2 1 日 掲 示 済)

和歌山市告示第212号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年5月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料
令和7年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和8年5月25日揭示済)

和歌山市告示第 2 1 3 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 5 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 8 年 6 月 1 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 8 年 5 月 2 5 日 掲 示 済)

和歌山市告示第214号

地縁による団体について地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月25日

和歌山市長 尾花正啓

1 名称 木ノ本ニュータウン自治会

2 規約に定める目的

以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 市報、回覧板の配布等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 文化、教養に関する情報提供
- (5) 連合自治会との連絡、地域団体との折衝・調整

3 区域

和歌山県和歌山市木ノ本1447番地5から112、1496番地12から171、1518番地5から12、1675番地2から49、1833番地4から16

4 主たる事務所の所在地 和歌山市木ノ本1496-90

5 代表者の氏名及び住所 (登載省略)

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

7 代理人の有無 なし

8 解散の有無 全会員の4分の3以上の承諾による総会の議決により解散

9 認可年月日 令和8年5月25日

(令和8年5月25日揭示済)

和歌山市告示第215号

固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年 5月29日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和8年5月29日揭示済）

和歌山市告示第216号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年5月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和7年度	第8期 第9期 第10期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8月6月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年5月29日揭示済)

和歌山市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条の規定により指定自立支援医療機関の更新の届出があったので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
調剤薬局ホンダ 直川店	和歌山市直川569-3	調剤	令和8年3月1日
イオン薬局和歌山店	和歌山市ふじと台23番地 イオン和歌山1階	調剤	令和8年5月1日
サカエ薬局	和歌山市楠本72番地の4	調剤	令和8年5月1日
そうごう薬局 六十谷店	和歌山市六十谷1023-1-4 4	調剤	令和8年5月1日
和歌山すみれ訪問看護ステーション	和歌山市来栖6-18	訪問看護	令和8年5月1日
訪問看護ステーション なごみ	和歌山市松江東2丁目1番 72号	訪問看護	令和8年5月1日

(令和8年5月29日掲示済)

和歌山市告示第218号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第13条第1項の規定に基づき、放置自動車を移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月29日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び保管期間

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	保管期間
		車種	色		
和歌山市梅原570-10（計量所跡地）	令和8年5月26日	マツダ Carol	紺	和歌山市和佐中112	令和8年5月26日から令和8年9月24日まで

2 移動し、保管した理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第13条第1項に該当したため

3 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和8年5月29日揭示済）

和歌山市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大谷自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和2年3月21日
	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和3年3月1日
	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和4年3月1日
	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月26日

(令和8年6月1日揭示済)

和歌山市告示第220号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年6月23日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年6月23日に変更する

(別紙省略)

(令和8年6月1日揭示済)

和歌山市告示第221号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1629	児童発達支援 ONLY ONE	和歌山市堀止南 ノ丁4-5 シ ティガーデン堀 止1F	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
一般社団法人 つぐみの杜	和歌山県紀の川市桃山町調月17 58-6	令和8年6月1日	令和14年5月3 1日

(令和8年6月1日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字角太840番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月18日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字尾寄914番11
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月18日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字尾寄914番3
和歌山市布引字尾寄917番9
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月18日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布引字笠松157番3
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月18日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新庄字島畑430番2、430番6、430番7、431番1、431番2、431番3、431番4、431番5、432番2、432番3、432番5、432番6、445番1、445番2の一部、446番1、446番4、446番5、446番6、字大道端474番1、474番2、474番3、474番4、水路	和歌山市大垣内693番地3 株式会社シーグラン 代表取締役 高井眞次

(令和8年5月18日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年5月18日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市秋月字中瀬169番1	大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇宣綱

(令和8年5月18日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月22日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市布施屋字出来免625番9
和歌山市布施屋字上新田803番1
和歌山市布施屋字上新田803番8
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月22日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年5月26日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市福島字午起キ坪495番14
和歌山市粟字新白ノ坪137番6
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年5月26日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年5月29日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市汐見町一丁目33番2	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

(令和8年5月29日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市紀三井寺字向谷川369番1

和歌山市紀三井寺字高畑435番1

和歌山市紀三井寺字高畑458番3

和歌山市紀三井寺字高畑458番15

和歌山市紀三井寺字高畑459番1

和歌山市紀三井寺字高畑459番6

和歌山市紀三井寺字高畑459番7

和歌山市紀三井寺字高畑459番8

和歌山市紀三井寺字高畑459番17

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年6月1日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市紀三井寺字南谷川371番2
和歌山市紀三井寺字南谷川371番11
和歌山市紀三井寺字南谷川383番4
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和8年6月1日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年6月1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新中島字明石6番2、63番1の一部、63番6の一部、65番3の一部、中島字明石608番1の一部	和歌山市新中島63番8 大和ハウス工業株式会社和歌山支店 支配人 戸松広明

（令和8年6月1日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年 6月 1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字南垣内1283番1、1284番4	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

（令和8年6月1日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和8年 6月 1日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和8年5月27日 和建指第2787号	和歌山市西浜三丁目396 番1	(登載省略)	6.00m × 48.84m 48.84m

(令和8年6月1日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第24号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月25日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和8年6月1日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市七番丁17番地
和歌山朝日ビルディング5階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (3) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (4) 在外選挙人名簿に登録するについて
 - (5) 在外選挙人名簿から抹消するについて

(令和8年5月25日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,929人

- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

98,805人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

49,403人

(令和8年6月1日揭示済)

和歌山市監査委員告示第2号

包括外部監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第1項の規定による包括外部監査人との協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月29日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	寒	川		篤
同 上	丹	羽	直	子
同 上	中	谷	謙	二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

藤木 久 （住所省略）
井上 彩 （住所省略）
角石紗恵子 （住所省略）
中谷 彩 （住所省略）
阪田 眞二 （住所省略）
奥澤 望 （住所省略）
田中 大智 （住所省略）
阿部 広行 （住所省略）
田村 尚久 （住所省略）

**2 包括外部監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和8年5月29日から令和9年3月31日まで**

（令和8年5月29日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第7号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年5月18日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年5月21日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 報告
 - (1) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について
 - (2) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校卒業生進路状況について
- 4 議案
 - (1) 学校運営協議会委員の任命について
 - (2) 和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - (3) 令和9年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員の委嘱及び任命について

（令和8年5月18日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第8号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年6月1日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年6月4日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 議案
(1) 令和8年6月議会教育委員会関係の補正予算（案）について

（令和8年6月1日揭示済）

消防局訓令第5号

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月1日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程

和歌山市火災調査規程の一部を改正する規程（平成8年消防局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第64条に次の1項を加える。

- 2 電子情報処理組織による火災証明交付申請については、和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第6号）の例による。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

（令和8年6月1日揭示済）